



# 茨城県報

第 319 号

令和 4 年 (2022年) 6 月 30 日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則……………	2
告 示	
●知事指定薬物の指定 (薬務課) ……………	3
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉政策課) ……………	3
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止 (福祉政策課) ……………	3
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (7 件) (障害福祉課) ……………	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (障害福祉課) ……………	7
●大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) ……………	7
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) ……………	9
●種畜証明書の交付 (畜産課) ……………	10
●県営土地改良事業の工事の完了 (農村計画課) ……………	11
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) ……………	11
●道路の供用の開始 (6 件) (道路維持課) ……………	12
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) ……………	13
●車両制限令の規定に基づく国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定 (道路維持課) ……………	14
●土地改良事業計画の変更の適当決定 (農林事務所) ……………	14
●土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (農林事務所) ……………	15
公 告	
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) ……………	15
●道路の位置の指定 (建築指導課) ……………	16
●建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課) ……………	16
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………	16

# 規 則

(教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会規則第 8 号

茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立高等学校学則 (昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 茨城県立友部高等学校の項の次に次のように加える。

茨城県立 I T 未来高等学校	笠間市大田町	定 時 制	I T 科	80	80	午前の部, 午後の部 単位制 令和 5 年度入学者から募集開始
-----------------	--------	-------	-------	----	----	---------------------------------------

別表第 1 中

茨城県立つくば工科高等学校	つくば市谷田部	全 日 制	機 械 科	120	480	
			ロ ボ ッ ト 工 学 科	120		
			電 気 電 子 科	120		
			建 築 技 術 科	120		

を

茨城県立つくば工科高等学校	つくば市谷田部	全 日 制	機 械 科	120	480	令和 5 年度から募集停止
			ロ ボ ッ ト 工 学 科	120		
			電 気 電 子 科	120		
			建 築 技 術 科	120		

に

茨城県立つくばサイエンス高等学校	つくば市谷田部	全 日 制	科 学 技 術 科	240	240	単位制 令和 5 年度入学者から募集開始
------------------	---------	-------	-----------	-----	-----	-------------------------

改める。

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立中等教育学校学則 (平成 19 年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表茨城県立勝田中等教育学校の項中「240」を「360」に改める。

(茨城県県立中学校学則の一部改正)

第 3 条 茨城県県立中学校学則 (平成 23 年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表茨城県立水戸第一高等学校附属中学校の項及び茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の項中「160」を「240」に改め、「令和 3 年度入学者から募集開始」を削り、同表茨城県立下妻第一高等学校附属中学校の項及び茨城県立水海道第一高等学校附属中学校の項中「40」を「80」に改める。

付 則

この規則中第 1 条の規定は令和 4 年 7 月 1 日から、第 2 条及び第 3 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



## 告 示

### 茨城県告示第660号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 知事指定薬物の名称

- 2-（エチルアミノ）-2-（3-メチルフェニル）シクロヘキサノン-1-オン及びその塩類
- N, N-ジエチル-2-[[5-ニトロ-2-（4-プロポキシフェニル）メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタナミン及びその塩類
- 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

#### 2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

#### 3 指定の効力が発生する日

令和4年6月30日

### 茨城県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
500 KE i ROW水戸中央ステーション（柴 幸治）	水戸市元吉田町1249-21	あん摩マッサージ指圧	柴 幸治	令和4年 5月31日	指定

### 茨城県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1610690	ふじえだクリ ニク	笠間市東平三丁目 1 番 40 号	消化器内科、内	医療法人ふじえ だクリニック 理事長 藤枝 真司	令和 4 年 4 月 1 日	指定
1610708	たかだ脳神経 外科・内科ク リニック	笠間市赤坂 9 番地 17	脳外、内、外	医療法人 TNC 理事長 高田 智也	令和 4 年 4 月 1 日	指定
2610491	メディカル G P・クリニック 横堀	那珂市横堀 1291 番地 29	内、外、肛門外科、 消化器内科	医療法人メディ カル GP 理事 長 伊藤 生二	令和 4 年 4 月 1 日	指定
3010196	かめだ整形外 科リハビリテ ーションクリ ニク	行方市玉造甲 510 番地 1	整外、リハ、リウ、 内	医療法人オーケ ストラ 理事長 亀田 尚徳	令和 4 年 4 月 1 日	指定
7210222	神谷医院	鉾田市玉田 1016-6	内、外、婦、呼内	神谷 一徳	令和 4 年 4 月 1 日	指定
7310352	みらいの森キ ッズクリニック	つくばみらい市富士見ヶ丘 1 丁目 24-5	小、新生児内科	医療法人社団 MKC 理事長 永吉 有香子	令和 4 年 4 月 1 日	指定
0212381	医療法人社団 平郁会みんな の日立クリニ ック	日立市桜川町一丁目 8 番 1 号 桜川町 1 丁目事務所 101 号室	内、緩和ケア	医療法人社団平 郁会 理事長 大田 和枝	令和 4 年 5 月 1 日	指定
1711530	とりで駅前内 視鏡・消化器 クリニック	取手市中央町 2-25 取手 i センター 102	内視鏡内科、肛門外 科、消化器内科	宮本 玲奈	令和 4 年 5 月 1 日	指定
2013886	つくば公園前 ファミリーク リニック	つくば市水堀 485-1	整外、小児整形外科、 ペインクリニック外 科、リハ	中川 将吾	令和 4 年 5 月 1 日	指定
2810257	やまと医院	かすみがうら市稲吉 5-20- 12	内	安田 大輔	令和 4 年 5 月 1 日	指定
3131428	加部東歯科医 院	東茨城郡大洗町大貫町 64- 128	歯	加部東 正雄	令和 4 年 4 月 1 日	指定
4331126	山中歯科クリ ニク	猿島郡五霞町原宿台 4-30- 7	歯	山中 泰子	令和 4 年 3 月 27 日	指定
2430763	風と星デンタ ルクリニック 守谷	守谷市中央二丁目 53 番地	歯、小歯、歯外、矯 歯	長田 慶太	令和 4 年 5 月 1 日	指定
1741200	神田山調剤薬 局 取手	取手市中央町 2-25 取手 i センター 4 F	薬局	株式会社 セー ブ 代表取締役 石塚 正樹	令和 4 年 4 月 1 日	指定
4340810	藤屋薬局	猿島郡境町 366	薬局	有限会社 藤屋 代表取締役 藤本 博	令和 4 年 3 月 24 日	指定
2940959	さつき薬局神 栖店	神栖市深芝南 2 丁目 11 番 27	薬局	株式会社ジェイ ピー 代表取締 役 渡部 智次	令和 4 年 5 月 1 日	指定
7240215	なのはな薬局 汲上店	鉾田市汲上 3128-2	薬局	株式会社なのは な 代表取締役 梶山 利光	令和 4 年 5 月 1 日	指定

指 定 医 療 機 関 コ ー ド	名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
1290070	訪問看護リハ ビリステーション らしく	常陸太田市馬場町956	訪問看護	アクトグロース 株式会社 代表 取締役 小室 靖忠	令和 4 年 5 月 13 日	指定
2190204	訪問看護らし く ひたちなか	ひたちなか市田彦975-4	訪問看護	アクトグロース 株式会社 代表 取締役 小室 靖忠	令和 4 年 5 月 13 日	指定
5290050	訪問看護ステ ーションあや め神栖	神栖市平泉281-10 第30平 成コーポC棟107号室	訪問看護	株式会社ファ ーストナース 代 表取締役 橋本 真奈歩	令和 4 年 5 月 1 日	指定
1610674	ふじえだクリ ニック	笠間市東平三丁目1番40号	消化器内科、内	藤枝 真司	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
1610658	たかだ脳神経 外科・内科ク リニック	笠間市赤坂9番地17	脳外、内、外	高田 智也	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
2610467	メディカルG P・クリニック 横堀	那珂市横堀1291-29	内、外、胃腸内科、 肛門外科	伊藤 生二	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
3010188	かめだ整形外 科リハビリテ ーションクリ ニック	行方市玉造甲510番地1	整外、リハ、リウ、 内	亀田 尚徳	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
7210024	神谷医院	鉾田市玉田1016-6	内、婦	神谷 努	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
7310337	みらいの森キ ッズクリニック	つくばみらい市富士見ヶ丘1 -24-5	小、新生児内科	永吉 有香子	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
7110349	タンポポ在宅 クリニック	桜川市岩瀬364-5	内	医療法人 公奉 会 理事長 齋 藤 真	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
3131238	加部東歯科医 院	東茨城郡大洗町大貫町64- 128	歯	医療法人社団 秀明会 理事長 加部東 正雄	令和 4 年 3 月 31 日	廃止
4330847	山中歯科クリ ニック	猿島郡五霞町原宿台4-30- 7	歯、小歯	山中 正彦	令和 4 年 3 月 26 日	廃止
4340109	藤屋薬局	猿島郡境町366	薬局	藤本 澄以	令和 4 年 3 月 23 日	廃止

## 茨城県告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810400911	グループホーム ふわふわ古河旭 町	茨城県古河市旭町 2丁目14番16号	株式会社恵	愛知県名古屋市緑 区鳴海町字上汐田 12番地	令和 4 年 5 月 1 日	短期入所
0820400778						共同生活援助

## 茨城県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810800540	グループホーム ふわふわ龍ヶ崎	茨城県龍ヶ崎市小 通幸谷町437-1	株式会社恵	愛知県名古屋市緑 区鳴海町字上汐田 12番地	令和 4 年 5 月 1 日	短期入所
0820800472						共同生活援助

## 茨城県告示第665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0817300296	短期入所BASE	茨城県つくばみらい市谷井田1261-10	有限会社ビー・ベスト	千葉県柏市中原二丁目7番4号	令和 4 年 5 月 1 日	短期入所

## 茨城県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812001501	医心館 訪問介護ステーション つくば	茨城県つくば市学園の森三丁目12番9	株式会社アンピス	東京都中央区八重洲二丁目7番2号	令和 4 年 5 月 1 日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0812100972	障がい者グループホームアトムの杜勝倉	茨城県ひたちなか市勝倉2428-1	株式会社コムズケア水戸	茨城県水戸市姫子一丁目781-7	令和4年 5月1日	短期入所
0822100871						共同生活援助

## 茨城県告示第668号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0821900636	LUMIA TAGUU (ルミア 田宮)	茨城県牛久市田宮町229-5	合同会社ルミアソーシャルサービス	茨城県牛久市田宮町229-5	令和4年 5月1日	共同生活援助

## 茨城県告示第669号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0822001301	グループホーム 並木の家	茨城県つくば市並木3丁目26-21	東京空色株式会社	茨城県つくば市梅園二丁目17番地11	令和4年 5月1日	共同生活援助

## 茨城県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの種 類
0820300580	グループホーム つばめ	茨城県土浦市田村町972番地	社会福祉法人俊真会	茨城県土浦市田村町972番地	令和4年 4月1日	共同生活援助

## 茨城県告示第671号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巖

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン守谷

守谷市百合ヶ丘三丁目 249-1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 4 年 6 月 1 日 外

(4) 変更する理由

小売業を行う者の氏名又は名称及び住所、代表者の変更、並びに退店及び新規入店のため

3 届出年月日

令和 4 年 6 月 21 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 672 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博



(2) 住所

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ荒川本郷

稲敷郡阿見町本郷三丁目1番地1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成24年4月9日

(4) 変更する理由

小売業者変更の届出漏れのため

3 届出年月日

令和4年6月21日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第673号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)カワチ薬品大津港店

北茨城市大津町字二日羅内2712番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出(第5条第1項)

令和4年3月10日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内 伸二

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月23日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,482㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 57台

- (イ) 駐輪場の収容台数 20台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 60m<sup>2</sup>  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 9 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 4 年 2 月 22 日

2 市町村の意見

事 項	北茨城市からの意見の概要
ア 生活環境対策	・事業所から排出される廃棄物は、自らの責任において適正に処理すること。 (当市清掃センターは、燃やせるごみ(一般廃棄物に限る。)の持ち込みは受け入れ可能です。)
イ 各種申請等	・工事中に埋蔵文化財を発見された場合には、現状を維持したまま、市教育委員会に連絡すること。 ・汚水に関しては、道路法第32条申請にあたり、流量計算をすること。 また、「北茨城市大津町2702-2番地」周辺の団地代表者に道路側溝への放流に関する同意書をもらうこと。 ・雨水に関しては、市道側溝への放流以外の方法をとること。 ・空気圧縮機及び送風機の原動力の定格出力が7.5kw以上のものを設置する場合は、騒音規制法に基づく特定施設の設置届を提出すること。 ・受水槽(5 m <sup>3</sup> 以上)を設置する場合は、小簡易専用水道(簡易専用水道)布設工事届を提出すること。 ・事業実施に伴って、公害及び環境関係法令に規定する施設を設置する場合は、事前に届出を提出すること。 ・建設工事にくい打機(もんけんを除く。)を使用するなど、騒音規制法及び振動規制法並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定されている特定建設作業を行う場合は、事前に作業実施届出書を提出すること。
ウ その他	・周辺地域から苦情等が寄せられた場合は、速やかに誠意をもって対応すること。

理 由

- ア 市では、事業系ごみの収集等を行わないため。  
 イ 各種法令等に基づき提出する必要があるため。  
 ウ 周辺地域から苦情等が寄せられた場合、速やかに対応する必要があるため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第674号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項本文の規定による令和4年度定期種畜検査に合格し、種畜

証明書の発行を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

<種畜検査名簿>

種畜証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	飼養者	
				住 所	氏 名
22208010001	ウィルソン	その他	平成15年 6月28日	土浦市	stable comfy

#### 茨城県告示第675号

県営本新排水機場地区土地改良事業（農業用排水）については、令和 4 年 3 月 24 日に工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 茨城県告示第676号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 6 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大和田羽生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
小美玉市山野字清水頭1651番105から	旧	メートル	メートル	304
		最大 12.1		
小美玉市山野字大ヌカリ 1654番20まで	新	最大 13.6	304	現道拡幅
		最小 10.2		

#### 茨城県告示第677号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 6 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山王下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大木字田向1657番 1 地先から 下妻市大木字田向1653番 1 地先まで	旧	メートル 最大 5.5 最小 5.0	メートル 103	
	新	最大 8.9 最小 5.5	103	現道拡幅
下妻市大木字田向1819番 1 地先から 下妻市大木字砂崎139番 1 地先まで	旧	最大 9.3 最小 4.7	80	
	新	最大 14.6 最小 4.7	80	現道拡幅

茨城県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 坂東市辺田字三本松1093番24地先から  
坂東市辺田字三角644番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月30日

茨城県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿嶋市大字須賀字広山1332番4地先から  
鹿嶋市大字須賀字広山1347番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月30日

茨城県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 奥野谷知手線
- 2 供用開始の区間 神栖市知手字和手3108番4から  
神栖市知手字和手3108番4まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月30日

茨城県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和4年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立常陸太田線
- 2 供用開始の区間 日立市国分町1丁目30番地先から  
日立市国分町1丁目18番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年7月4日

茨城県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和4年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 取手つくば線
- 2 供用開始の区間 つくば市島名字香取前4497番地先から  
つくば市島名字下長町1470番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月30日

茨城県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和4年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間 つくば市下横場字山王下136番1地先から  
つくば市市之台字屋敷82番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月30日

茨城県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年6月30日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号

## 3 占用を制限する区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
坂東市辺田字三本松1093番24地先から 坂東市辺田字三角644番2地先まで	旧	メートル 最大 25.4 最小 9.5	メートル 52	
	新	最大 45.0 最小 10.0	52	現道拡幅

## 4 占用の制限の開始の期日 令和 4 年 6 月 30 日



## 茨城県告示第685号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下、「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
県道 上吉影岩間線	小美玉市竹原中郷字十三1578番11地先から 石岡市正上内12118番3地先まで

## 2 指定する期日

令和 4 年 7 月 1 日

## 3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

## (1) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。



## 茨城県告示第686号

出島東部土地改良区から令和 4 年 4 月 6 日付けで変更認可申請のあった、出島東部土地改良事業(維持管理計画書)の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、同年 6 月 3 日付けで適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に県南農林事務所長に異議の申出をすることができる。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県県南農林事務所長 入 野 達 之

- 縦覧に供する書類  
変更後の出島東部土地改良事業（維持管理計画書）の写し  
出島東部土地改良区定款の写し
- 縦覧の期間  
令和4年7月1日から令和4年7月29日まで
- 縦覧の場所  
茨城県県南農林事務所土地改良部門

茨城県告示第687号

清算法人酒丸土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年6月30日

茨城県県南農林事務所長 入 野 達 之

就 任

氏 名	住 所
大 山 祐 司	つくば市沼崎2716番地2
中 野 元 氏	つくば市酒丸134番地
中 山 勇	つくば市酒丸51番地
久 松 二 郎	つくば市酒丸602番地
池 澤 仁	つくば市土田22番地
野 堀 章	つくば市遠東1906番地
野 堀 敏 夫	つくば市遠東246番地1
金 川 清 治	つくば市遠東996番地
金 川 正	つくば市遠東996番地1
大 塚 豊	つくば市遠東1200番地

公 告

●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、かすみがうら市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年6月30日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 都市計画の種類

下水道 (千代田町公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
建指指令 第50号	令和 4 年 6 月 21 日	株式会社 ジャパンプ ランニング 代表取締役 角田 等	笠間市八雲一丁目 9 番 25 号	笠間市美原二丁目 1470 番 2098	メートル 6.05	メートル 57.05

◎建築基準法による道路の指定の廃止

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定番号 第1403号の 1
- 2 廃止する道路の種類 第42条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定廃止の年月日 令和 4 年 6 月 24 日
- 4 廃止する指定道路の位置  
神栖市平泉東一丁目 64 番 115 の一部
- 5 廃止する指定道路の延長及び幅員  
延長 27.50メートル  
幅員 4.00メートル

## 訓 令

(教育委員会)

茨城県教育委員会訓令第 5 号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 6 月 30 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民



茨城県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県立学校処務規程 (昭和43年茨城県教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立友部高等学校の項の次に次のように加える。

茨城県立 I T 未来高等学校	I 未
-----------------	-----

別表第 4 茨城県立つくば工科高等学校の項の次に次のように加える。

茨城県立つくばサイエンス高等学校	つサ
------------------	----

付 則

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)